

## 第767回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和2年10月12日 午後 13時30分
2. 閉会の日時 令和2年10月12日 午後 14時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 本館4階 大会議室

### 4. 出席した委員の番号及び氏名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 佐々木 和枝 | 2 立崎 京子  | 4 川嶋 敏明  |
| 5 一戸 実   | 6 門上 牧夫  | 7 新堂 政登  |
| 8 千葉 準一  | 9 中村 均   | 10 北澤 邦彦 |
| 11 浦田 秀人 | 12 種市 廣  | 13 宮古 久光 |
| 14 古田 武信 | 15 赤沼 成人 | 16 葛巻 広行 |
| 17 沼山 英明 | 20 駒澤 一広 |          |

### 5. 欠席した委員の番号及び氏名

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 3 月館 啓三 | 18 田面木 優 | 19 月館 操 |
|---------|----------|---------|

### 6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 立崎 裕輔
- 次 長 蛭名 剛
- 係 長 小比類巻 浩
- 主 事 阿部 有里子
- 会議書記・・・主 事 織笠 康平

### 7. 議 案

- 議案第1号 農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第6号 農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について

## 議事の概要

事務局 ただ今より、令和2年10月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第767回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は13名で、一名の欠席になっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席になるのは、月館 啓三委員でございます。また、推進委員につきましては、3名の出席で、月館 操 推進委員、田面木 優 推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆様には御多忙のところ、第767回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。10月に入りましてめっきり涼しくなり、夜間から早朝は肌寒くなるなど、秋本番といった気候になってきましたが、コロナ対策に加えインフルエンザ予防にも気をつけるよう叫ばれるようになってきました。そのような中であって、先月には、委員の皆様には農地パトロールを実施いただき、大変ご苦労様でした。今後は、その状況調査結果に基づきまして、遊休農地所有者に対し、意向確認調査書を送付する予定であり、その取りまとめ成果を当市の農地利用最適化に向けて生かしていくものであります。国においては菅(すが)内閣が船出したなか、新型コロナウイルス感染症による経済的影響を緩和するため、Go(ゴー) To(トゥー)トラベル事業の全面実施や Go(ゴー) To(トゥー)イート事業も始まるなど、農畜水産物の消費回復にもつながるよう期待が寄せられております。委員の皆様はじめ地域農業者の方々には、農畜産物生産者としての立場からも、このような支援制度の動きにも注目しながら、地域農業の持続発展につなげていただければと思っておりますので、今後ともご尽力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

事務局 ありがとうございました。それでは三沢市農業委員会会議規則第5条に規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め  
9番 中村 均 委員 ・ 10番 北澤 邦彦 委員  
を指名いたします。  
参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。  
次に会期の決定を行います。  
お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、  
ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。  
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告  
願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに9月11日から10月12日までに行いました  
主な業務についてご報告いたします。

9月25日に、青森市で開催されました、令和2年度農業者年金加入推  
進特別研修会に、会長、職務代理者のほか、事務局から阿部主事、織笠  
主事が出席しております。

10月7日に、第767回総会の議案検討会を開催しております。  
本日（10月12日）、第767回総会を開催しております。

次に、9月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件の5,508平米で、  
他市町村の関係が1件の1万3,147平米でした。

3条の3第1項、相続の届出は4件で、5万8,636平米でした。

転用につきましては、5条の案件が2件の2,299平米でした。

貸借の解約は4件で、4万2,225平米でした。

内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

特定農地貸付は案件がありませんでした。

以上、ここまでの合計は12件で、12万1,815平米となっております。

次にあっせん委員会は案件がありませんでした。

利用権設定等促進事業の利用権設定が1件で、田が3万3,828平米、畑が2万5,224平米でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が7件で、田が1万7,569平米でした。

適格者等証明、現地調査につきましては案件がありませんでした。

土地の開墾届は6件で、内容につきましては、報告第4号で説明させていただきます。

非農地証明につきましては、案件がありませんでした。

続きまして、10月13日から11月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

10月15日に、十和田市で開催予定の、令和2年度第2回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議に、会長及び私が出席予定となっております。

10月30日に、青森市で開催予定の、青森県農業会議第55回常設審議委員会に、事務局から次長の出席を予定しております。

11月5日に、第768回総会の議案検討会を予定しております。

11月10日に、第768回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号、農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。番号1は、宇戸崎の畑10筆3万1,284平米で、借り人を変更するため双方合意の上、解約を行ったものであり、番号2は、宇庭構の田1筆5,027平米で、中間管理に移行するための解約、番号3は、宇庭構の田1筆1,959平米で、番号4は、宇庭構の畑2筆3,955平米で、いずれも借り人を変更するため双方合意の上、解約を行ったものです。なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に4ページをお開き願います。

報告第3号 農地貸借の解約取り消しに係る通知についてご説明いたします。

記載のとおり、農地貸借の解約取り消しに係る通知があり、字淋代平の田1筆2,927平米については、所有者変更後も耕作者が引き続き耕作するため、貸借の解約が取り消しとなったものであります。

次に5ページをお開き願います。

報告第4号、土地の開墾についてご説明いたします。

番号1から6までの各土地所有者から、地目が山林となっている計8筆の土地をそれぞれ開墾したとの届出があり、9月29日に月館委員、中村委員、葛巻推進委員が調査を行った結果、樹木等は見受けられず、農地として利用されていることから、現況を畑として農地台帳に登載したものであります。私からの報告は以上でございます。

議 長 それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議 長 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請についてを議題とします。  
番号1から5の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による 議事参与の制限に、私こと7番 新堂政登が該当しますので、ここで、一旦議長を8番 千葉準一会長職務代理者と交代し、私自身は、審議が終了するまでの間、一時退席させていただきます。

<新堂会長一時退席>

職 代 議長の新堂会長が一時退席されましたので、代わって、しばしの間、議長を務めさせていただきます。議案第1号 番号1から5について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。  
利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は157件です。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

利用権の設定について番号1から5、庭構と淋代平の田と畑、合計12筆、43,064㎡、賃貸借権を20年間の設定です。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号番号1から5は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。審審が終了しましたので、7番新堂 政登会長の出席を認め、再度、議長を交代いたします。

議 長 それでは再び議長を務めさせていただきます。番号6の審議にあたり、議事参与の制限に、11番 浦田秀人委員が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

<浦田委員一時退席>

議 長 それでは事務局より説明願います。

事務局 番号6、庭構の畑4筆5,786㎡、賃貸借権を10年間の設定です。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号番号6は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、11番浦田秀人 委員の出席を認めます。

議 長 続いて、番号7の審議にあたり、議事参与の制限に、2番立崎京子 委員が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

<立崎委員一時退席>

議 長 事務局より説明願います。

事務局 番号7、庭構の畑1筆、1,028㎡、賃貸借権を20年間の設定です。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号番号7は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、2番立崎京子 委員の出席を認めます。

議 長 続いて、番号8から156までの審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号8から156、庭構地区から南山地区までの全域に渡り、田と畑の賃貸借権、及び使用貸借権設定です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

#### 質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号番号8から156は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

議 長 続いて、番号157の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 所有権の移転について番号157、谷地頭4丁目の畑1筆、12,713㎡を基盤法の売買による所有権移転です。価格は10aあたり60万円、総額で762万8千円になります。場所は道の駅みさわから北に約300mにあります。現地確認につきましては月館啓三委員、中村委員、葛巻推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

#### 質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号番号157は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。番号1の審議にあたり、議事参与の制限に、1番佐々木和枝 委員が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

<佐々木委員一時退席>

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは16ページをお開き願います。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

番号1、淋代平の田1筆、4,017㎡を賃貸借権設定で、場所は堀口地区です。現地確認については月館委員、中村委員、葛巻委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。審議が終了しましたので、1番佐々木和枝 委員の出席を認めます。

議 長 続いて、番号2から15までの審議に入ります。事務局より説明願います。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し



議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号2から15は、原案のとおり、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。番号1の審議にあたり、議事参与の制限に、6番門上牧夫 委員が該当しますので、審議が終了するまで、一時退席願います。

<門上委員一時退席>

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは17ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。資料と併せてごらんください。今回の案件は52件です。今回は件数が多いため詳細の説明は省略させていただきます。

番号1、三川目4丁目、流平の田畑2筆 4, 332㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1は、原案のとおり、許可することに決定いたします。審議が終了しましたので、6番門上牧夫 委員の出席を認めます。

議 長 続いて、番号2から52までの審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2から8、三川目2丁目、4丁目、流平、水筒、前平の田畑16筆 43, 972㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。  
番号9から14、淋代平、下野、の畑7筆 21, 560㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。

番号15から16、早稲田、庭構の畑3筆 11,040㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。

番号17から18 淋代平の田畑4筆 14,654㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。

番号19から20 流平の田3筆 3,793㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。

番号21から46、織笠1丁目、谷地頭1丁目、庭構、天ヶ森、大津、鹿中2丁目、水筒、淋代平、戸崎、流平、前平の田畑102筆 262,581㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。

番号47から51、流平、大津1丁目、大津の田畑10筆 58,395㎡を10年間の賃貸借権設定の申請です。

番号52、堀口の田4筆 5,854㎡を親子間の贈与による所有権移転の申請です。

譲受人を審査した結果、耕作面積は93,956㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め3名です。

場所は、スーパードラッグあさひ堀口店から北に150m、東に250m、ユニバース堀口店から北東に100m、150mの場所です。いずれも周辺農地への影響はないと思われます。現地確認は中村委員、月館委員、葛巻推進委員、同行のもと完了しています。以上です

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第号番号2から52は、原案のとおり、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号農地法 第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは22ページをお開きください。

議案第4号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてをご説明いたします。



事務局

それでは23ページをお開きください。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてをご説明いたします。

案件は1件です。議案第5号資料①～③と合わせてご覧ください。番号1、譲受人は、上北郡東北町の団体役員兼農業の方です。譲渡人は、三沢市岡三沢四丁目の農業の方です。対象となる土地は、岡三沢八丁目の畑、1筆、708㎡、売買による所有権の移転となります。転用目的は、駐車場用地220㎡、家庭菜園用地488㎡です。事業費は、土地購入費のみで70万8千円、全額自己資金での対応となります。農地区分は、第3種農地であります。三沢市役所から北へ約1.3km、三沢空港から西へ約1.6kmに位置し、西側は三沢基地の敷地に隣接しております。用途地域（第1種中高層住居専用地域）が設定されている区域であり、周辺は住宅地となっております。申請人は、申請地と道路を挟んで東側に保育園を営んでおり、園児の農作業体験をさせる場所として、申請地を選定したものであります。現状のまま利用するので、周辺の農地等に影響を及ぼす恐れはありません。以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議長

次に、議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは24・25ページをお開きください。

議案第6号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてをご説明いたします。

案件は15件です。議案第6号資料(1)・(2)と合わせてご覧ください。所在地、地目、面積、農振区分、所有者、及び利用状況調査の結果につきましては、表に記載のとおりです。

番号1は、上久保ニュータウンから三沢駅方面に抜ける市道沿いの東側で、三沢公園の北側に位置する場所です。

番号2は、上久保ニュータウン内の一角にある場所です。

番号3は、日の出集会所の西側に位置する場所です。

番号4は、元六川目温泉の敷地の南側奥に位置する場所です。

番号5・6は、浜三沢屯所南側を通る水路沿いに位置する場所です。

番号7・8は、航空科学館の東側に位置する場所です。

番号9・10は、市立病院の南側でおいらせ町との境に位置する場所です。

番号11は、北三沢土地改良区事務所の東側に位置する場所です。

番号12は、谷地頭の山中地区に位置する場所です。

番号13・14は、道の駅みさわ斗南藩記念観光村に隣接する場所です。

番号15は、越下地区と谷地頭山中地区を結ぶ農道の間あたりで、東側へ数m入った場所です。

当該地は何れも、森林又は原野の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地に該当しない、つまり非農地と判定するものであります。なお、現地確認につきましては、各地域担当班による今年度の農地パトロールをもって完了といたします。以上でございます。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

事務局

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定し、所有者及び関係機関に対し通知いたします。

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりますが、農地利用最適化推進委員の皆様から、担当区域内における 農地等の利用の最適化の推進について、何かご意見ございませんか。

意 見 な し

議 長 特にないようですので、これを持ちまして、三沢市農業委員会第767回総会を閉会いたします。皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 9番 中村均 

議事録署名者 10番 北澤邦彦 